

[6.6.0.15]商標調査における共通事項－権利状況調査

商標は登録され権利が発生しても、異議申立や不使用、無効事由による取消などにより権利が喪失することもある。また、商標は他の権利と異なり、権利更新の手続き（多くの国や地域では 10 年ごと）により永続的に存続させることができるが、権利更新手続きを行わない場合、権利は満了する。

他者から商標侵害の警告があった際、また、出願前調査で問題となる先行例が見つかった際に真っ先に行う調査である。

なお、権利状況は時間と共に変化することにも留意すべきである。

基本的には、ある商標権の権利状況を調べるためにには、その商標権の管轄機関が提供しているデータベースにアクセスして確認するのが一般的である。

Point

権利状況を調べるためにには、その商標の管轄機関が提供しているデータベースにアクセスする。

権利状況は時間と共に変化することに留意すべきである。